



平成 26 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社KADOKAWA・DWANGO
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 辰男
(コード番号：9468東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 松原 眞樹
(TEL. 03-3549-6370)

当社子会社（株式会社ドワンゴ）の「株式給付信託型 ESOP」への
追加拠出に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社ドワンゴ（以下「同社」といいます。）は、同社の従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型 ESOP」（以下「本制度」といい、本制度に係る信託契約に基づいて設定された信託を「本信託」といいます。）に対し、金銭を追加拠出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 追加拠出の目的

本制度は、あらかじめ同社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした同社グループ従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し親会社である当社の株式（なお、本制度導入時には、同社株式が給付の対象とされておりましたが、平成 26 年 10 月 1 日付けの同社と株式会社KADOKAWAとの間の共同株式移転に伴い、給付の対象が親会社である当社の株式に変更されております。）を給付する仕組みです。本制度の概要につきましては、平成 25 年 11 月 14 日付の同社の「「株式給付信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

同社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、同社および同社グループ従業員の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、会社への貢献を従業員が実感できる報酬制度として、本制度の導入を決議しております。

株式会社KADOKAWAとの経営統合後も同社では本制度を継続しており、今後交付すべき当社株式数の増加が見込まれることから、主としてその取得資金を本信託に確保するために、金銭を追加拠出することとしたものです。

2. 追加信託の概要

- | | |
|--------|--------------|
| (1)委託者 | 株式会社ドワンゴ |
| (2)受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 |

- (3)受益者 株式給付規程に定める受益者要件を充足する者
(現在取締役であり、前期使用人としての業績貢献度に応じて
受益者要件を充足する者を含む)
- (4)信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (5)信託の目的 受益者要件を充足する同社従業員に対するインセンティブの付与
- (6)追加信託日 平成26年11月14日 (予定)
- (7)追加信託金額 60,000千円 (予定)
- (8)信託による株式取得日 平成26年11月14日 (予定)
- (9)株式取得方法 取引所市場 (ToSTNeT) より取得

※当社は、同社より、その保有する当社普通株式を、当該信託の株式取得に際して、売却する意向を有している旨の連絡を受けております。

以 上